

明日につなげる ―無償化裁判がもたらしたもの―

財産の基盤

朝鮮高級学校への無償化適用を求め、2013年から各地で始まった国賠訴訟。大阪、愛知、広島に次ぐ4例目となった九州での訴訟は、同年12月19日の提訴から5年以上の歳月を経て19年3月14日、原告敗訴の不当判決が下された。その後の控訴審でも裁判所は、朝鮮高校の不指定根拠となる「規定ハ」削除を遂行した国の違法性について判断しないばかりか、一審判決を踏襲する形で国の裁量を認めた(20年10月30日)。そして5月17日現在、同裁判は最高裁へ上告中にある。

九州弁護士(上)

大型弁護団の発足

高校無償化制度を導入した民主党から、自民党へと政権交代がなされ迎えた2012年末、文科省は「在日朝鮮人総連合会や北朝鮮との密接な関係が疑われ、就学支援金が授業料に充てられない懸念がある」として、朝鮮高校を無償化対象から外す方針を表明した。それから約1カ月後の13年1月24日、愛知と大阪で生徒、学園が原告となった初の「高校無償化裁判」が始まった。

裁判が進む中、同年2月20日、日本政府は朝鮮高校を無償化するための指定根拠となる規定を削除し、文科省省令を改悪する横暴ぶりをみせる。その後、文科省を通じて各地に10ある朝鮮高校へ、制度の対象外を示す不指定処分が通知された。これら一連の流れは、九州中高が所在する九州地域でも「何らかのアクションを起こす必要がある」とい

った声を生んだ。そのような中、2013年5月に、訴訟を進行(あるいは準備)する各地の弁護士が一堂に会した「全国弁護士会連合会」が大阪で行われることになった。そこへ金敏寛弁護士をはじめ現在九州弁護士団で中心的役割を担う関係者らが参加。その場で、「根本は学生への権利侵害問題ではあるが、社会的に見て認識を正さなくてはならない問題だ。九州でも裁判をすべきではないかと提案を受けた」のがある。九州弁護士団の始まりに

九州弁護士団の事務局長を務める金敏寛弁護士は、当時を振り返り「こういう問題を解決するために自分が弁護士になったわけだから、社会的意義のある裁判を福岡でも起こさなくてはと思った」と話す。会議から戻り、金弁護士がそのことをまっさきに相談したのは、福岡朝鮮学園の尹慶龍総務部長(57、北九州初級校長)だった。

「いざ訴訟を起こそうとなったとき、何よりもまず人を集めなくてはいけなかった。自分の恩師でもあり、信頼する尹先生に『弁護団のメンバーは自分が集めるので、学校関係は頼みます』と話しました」(金弁護士)

この日を機に、弁護士団発足に向けた動きは加速していく。

まずはじめに、弁護士団の要となる弁護士に声掛けを、また金弁護士の同期を中心に北九州の弁護士

や、過去に在日同胞の無年金問題で訴訟を受け持った弁護士たちに参加を呼びかけた。またちょうどその時期に、年に1回九州で開催される「九州弁護士会連合会」総会を控えていたことから、事前に無償化裁判に関する案内文をつくり、大会当日、賛同者を募ったという。

「たとえば、無年金裁判をしてきた弁護士は、在日朝鮮人という存在や総聯、民団といった組織にも理解がある人たちが多かったが、同期の弁護士たちに一緒に闘ってほしいかと話すのは、私自身も非常に迷った。話したところで(在日のことを)うまく受け止めてくれるのか。けれど、いざフタを開けてみると、たさんの弁護士が賛同してくれ、今も一緒に闘ってくれている」(金弁護士)

そうして13年6月、服部弘昭弁護士を団長とする九州弁護士団が発足した。無償化裁判に向けた金弁護士の熱い思いに呼応するかのよう

に、同弁護士団は同種訴訟を進行する5カ所の弁護士団中最も多い60人の弁護士が名を連ねる大型弁護士団となった。

「既述のように、北九州・福岡を中心に多くの弁護士が賛同する結果となった背景には『金弁護士など若手弁護士らの奮闘ももちろんだが、初代弁護士を務めた故・服部弘昭弁護士の存在が大きかった』と、尹慶龍総務部長は回顧する。

当初、金弁護士から裁判について相談を受けた尹総務部長が、司法闘争をするべきか決断しかねていたと

「服部団長」という存在

既述のように、北九州・福岡を中心に多くの弁護士が賛同する結果となった背景には『金弁護士など若手弁護士らの奮闘ももちろんだが、初代弁護士を務めた故・服部弘昭弁護士の存在が大きかった』と、尹慶龍総務部長は回顧する。

当初、金弁護士から裁判について相談を受けた尹総務部長が、司法闘争をするべきか決断しかねていたと

「2000年5月頃だったか、北九州初級の学校長、総聯小倉支部の委員長とお会いした際に北九州で朝鮮学校を支える団体を作ろうとなった。そのとき、まさきに会長候補に上がったのが市民派弁護士で、かつては市民らの間で北九州市長候補に名があがった服部さん。頼みにいったら、『君は上から目線だね』と小言を言われたけど二つ返事で引き受けてくれましたよ」

発足当初から、服部弁護士と二人三脚で同会を運営してきた服部は、政治的なものは排除し、目の前にいる子どもたちを活動の軸にしよう」という服部弁護士の考えに、多くの人が

九州無償化裁判の経過

【提訴】

13年12月19日	一審・第1回口頭弁論
14年3月20日	一審・第20回口頭弁論【結審】
18年9月20日	福岡地裁小倉支部【原告敗訴の不当判決】
19年3月14日	判決
19年10月2日	二審・第1回口頭弁論
20年7月10日	二審・第4回口頭弁論【結審】
20年10月30日	福岡高裁【原告敗訴の不当判決】
20年11月11日	最高裁へ上告
21年1月12日	最高裁へ上告理由書を提出

き、脳裏に浮かんだのは服部弁護士の言葉だったという。

「服部先生とは、2000年代からの付き合い。06年に私が県教育会に異動した当時、学校の土地を巡るRCC問題で福岡でも訴訟を進行中だった。あの頃はまだ同胞弁護士も九州には少なく、協力的な日本の弁護士も多くない中、『もちろん弁護を受け持つよ』といってくれたのが、服部先生だった」

RCC関連の訴訟は一番で勝訴するも、その後は敗訴確定に。裁判が終わ

「いざ」といふときの決断力と先見の目があり、何よりも朝鮮学校の子どもたちに寄り添う心がぶれない人だった。そういう人だから広く人望もあり、多くの方々が弁護士団に名を連ねてくれたと思う。私自身も、彼の一言に背中を押されたひとりです。服部先生は、いつも民族教育を思ってくれていました」(尹総務部長)

発足以来、九州弁護士団は訴訟に向けた準備を本格化させ、2013年9月7日には九州中高の保護者を対象に説明会を兼ねた「高校無償化適用実現のための保護者集会」を開催。これを皮切りに、同校へのフィードバックや原告生徒との面談などに注力した。また同年7月8日には、「支える会」など10数個の団体で構成された「朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会」が結成(同協議会は現在、訴訟活動をサポートするうえでの協議母体となっている)として同年12月19日、九州中高の生徒ら68人が原告となる国家賠償請求訴訟が始まった。

しかし、裁判進行中に起きた思いもよる事態に、弁護士団をはじめ関係者たちは動揺した。2019年3月14日の一審判決後、九州弁護士団の中心だった服部弘昭弁護士が病床につき、弁護士団を離脱せざるを得なくなったのだ。



訴状提出に先立ち、裁判所周辺をデモ行進する弁護士ら

託された思い

「もちろん裁判準備はしっかりと進めていたが、存在自体が後押しになるような方だったから大きな穴があいたような感じでした」(九州弁護士・清田美喜弁護士)

そして、控訴審判決が出る約1カ月前の2020年9月20日、服部弁護士団が他界した。

服部弁護士は生前、弁護士人生の傍らで何よりも注力していたことがある。それは「朝鮮学校を支える会」の活動だ。服部弁護士は晩年まで北九州初級を支援する市民団体として00年11月に発足した「支える会」で、会長を務めていた。

「2000年5月頃だったか、北九州初級の学校長、総聯小倉支部の委員長とお会いした際に北九州で朝鮮学校を支える団体を作ろうとなった。そのとき、まさきに会長候補に上がったのが市民派弁護士で、かつては市民らの間で北九州市長候補に名があがった服部さん。頼みにいったら、『君は上から目線だね』と小言を言われたけど二つ返事で引き受けてくれましたよ」

発足当初から、服部弁護士と二人三脚で同会を運営してきた服部は、政治的なものは排除し、目の前にいる子どもたちを活動の軸にしよう」という服部弁護士の考えに、多くの人がバックグラウンドの異なる在日朝鮮人と日本人が出会い、違いを知り、認め合い、共に生きようと互いに歩み寄る。服部弁護士は、それを長年、朝鮮学校と共に実践してきた一人だった。そして彼と共に司法闘争を繰り広げた九州弁護士団の弁護士たちもまた、同様の認識で結束を固めている。

8. 祖国統一

95. 朝鮮統一問題の本質はどのようなものですか？

朝鮮の統一問題はまず、全国的な範囲で外部勢力の支配と干渉に終止符を打ち、民族の自主権を確立する問題です。

民族的自主権は、各民族にとって死活的な問題です。

朝鮮における民族的自主権の問題は、帝国主義者に奪われた領土と人民を取り戻し、全国的な範囲で民族的自主権を確立する問題です。これは、南朝鮮がアメリカの軍事的占領と植民地支配下にあることと関わっています。

朝鮮の統一問題はまた、北と南の間の不信と対立を解消し、民族の団結を達成する問題です。

分断後、70余年間、北と南の間には誤解と不信が生まれ、対決が増大しました。

アメリカと南朝鮮傀儡一味の反北対決政策により、一つの血筋を引いてきた朝鮮民族の

団結は果たせませんでした。朝鮮の統一問題は決して、北と南の間の支配と従属に関する問題ではなく、北と南の不信と対立を解消し、民族の団結を成就する問題です。

96. 朝鮮の統一問題はいかなる性格のものでしょうか？

朝鮮の統一問題はあくまでも朝鮮民族の内部問題であり、朝鮮人民自身が解決すべき内政問題です。

朝鮮民族は過去、侵略戦争を行って敗北し、分断されていた国の民族とは異なり、帝国主義の植民地支配の下で抑圧を受け、これと戦って占領軍を駆逐し、解放を勝ち取った民族です。したがって朝鮮問題は、第2次世界大戦が終わった際、国際的な調停を受けるべきいかなる理由も根拠もなかった問題です。

朝鮮人民は朝鮮のれっきとした主人として、自国の問題を解決する権利を持っているばかりでなく、第三者の干渉を受けることなく、統一問題を自らの力で十分に解決しう

条件と可能性を十分に備えています。

朝鮮の統一問題が民族の内部問題、民族の内政問題であるのは、さらに、この問題が一つの民族、一つの国家の枠内でのみ解決する問題であるからです。

朝鮮の統一問題は、多民族が統一国家を形成する問題とは性格を異にしています。多民族によって成り立っている国における国家的統一は、民族の統一ではなく、異なる民族の連合としてなされます。

したがって、これらの国における統一問題は、民族の内部問題としてではなく、民族相互間の問題として提起されるのです。

しかし、朝鮮の統一問題は、本来一つの民族、一つの国家であったものが再び一つに結合する問題であって、民族間または国家間の問題ではありません。

したがって朝鮮の統一問題には、誰にも干渉し介入する権利がなく、そうすべき理由も条件もありません。

朝鮮豆知識

